

令和 4 年

上尾市教育委員会 4 月定例会
報告事項

報 告 名

（教育総務部 教育総務課）

報告事項 1 令和 4 年上尾市議会 3 月定例会について ----- 1

（教育総務部 生涯学習課）

報告事項 2 令和 5 年上尾市成人式（仮称）について ----- 2

報告事項 3 令和 4 年度の文化芸術関係催事について ----- 3

（教育総務部 スポーツ振興課）

報告事項 4 住民監査請求に係る監査結果について ----- 4

（教育総務部 図書館）

報告事項 5 令和 3 年度上尾市図書館事業実績の概要について ----- 1 3

（学校教育部 指導課）

報告事項 6 令和 4 年度研究委嘱について ----- 1 4

報告事項 7 令和 4 年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程につ
いて ----- 1 7

報告事項 8 上尾市学校運営協議会委員の任命について ----- 1 9

報告事項 9 令和 4 年 3 月 いじめに関する状況について ----- 2 0

（学校教育部 学校保健課）

報告事項 10 産業医の委嘱について ----- 2 3

【 白紙 】

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項1

所属名 教育総務部 教育総務課

<p>件 名 令和4年上尾市議会3月定例会について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>◎ 会期 令和4年2月18日～令和4年3月23日（34日間）</p> <p>◎ 市長提出議案（教育関連議案抜粋）</p> <p>■ 議案第1号 令和3年度上尾市一般会計補正予算(第14号) 議決結果：全会一致にて原案可決</p> <p>◇教育関係 歳入予算の補正額：△148,498千円 ◇教育費 歳出予算の補正額：△345,010千円 ◇教育費 繰越明許費の補正額：4,323千円</p> <p>■ 議案第5号 令和4年度上尾市一般会計予算 議決結果：全会一致にて原案可決</p> <p>◇教育関係 歳入予算の合計額：762,938千円 ◇教育費 歳出予算の合計額：5,642,236千円</p> <p>■ 議案第12号 上尾市不登校対策推進委員会条例の制定について 議決結果：全会一致にて原案可決</p> <p>■ 議案第17号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について 議決結果：賛成多数にて原案可決</p> <p>■ 議案第18号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について 議決結果：全会一致にて原案可決</p> <p>■ 議案第38号 教育委員会委員の任命について 議決結果：全会一致にて原案同意</p> <p>■ 議案第39号 教育委員会教育長の任命について 議決結果：全会一致にて原案同意</p> <p>◎ 市政に対する一般質問 別冊資料のとおり</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和4年上尾市議会3月定例会 市政に対する一般質問 答弁要旨【別冊】

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項2

所属名 教育総務部 生涯学習課

<p>件 名</p> <p>令和5年上尾市成人式（仮称）について</p>																					
<p>内 容 説 明</p> <p>令和5年上尾市成人式（仮称）を下記の通り実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年1月8日（日）</p> <p>(1) 第1回目 午前10時20分から11時15分まで（午前9時50分受付開始） （太平中・大石中・南中・大谷中の学校区）</p> <p>(2) 第2回目 午後0時25分から1時20分まで（午前11時55分受付開始） （上平中・西中・大石南中・瓦葺中の学校区）</p> <p>(3) 第3回目 午後2時30分から3時25分まで（午後2時00分受付開始） （上尾中・原市中・東中の学校区）</p> <p>2 会場 上尾市文化センター・大ホール（サテライト会場として小ホール）</p> <p>3 主催 上尾市・上尾市教育委員会</p> <p>4 内容 アトラクションと式典の2部構成</p> <p>(1) アトラクション（第1部）15分程度</p> <p>(2) 式典（第2部）40分程度 開式、国歌市歌の斉唱、市民憲章の朗読、式辞、祝辞、 誓いのことば、恩師への花束贈呈、閉式</p> <p>5 対象者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人</p> <p>(1) 市内在住の人</p> <p>(2) 市外在住で、以前上尾市に住んでいて出席を希望する人</p> <p>※ 参考 令和4年4月1日現在の対象者 2,196人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回目</td> <td>393人</td> <td>356人</td> <td>749人</td> </tr> <tr> <td>第2回目</td> <td>373人</td> <td>338人</td> <td>711人</td> </tr> <tr> <td>第3回目</td> <td>380人</td> <td>356人</td> <td>736人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,146人</td> <td>1,050人</td> <td>2,196人</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、あらためて検討する。 ・式の模様は、別途オンラインで対象者に限定配信する。 			男性	女性	合計	第1回目	393人	356人	749人	第2回目	373人	338人	711人	第3回目	380人	356人	736人	合計	1,146人	1,050人	2,196人
	男性	女性	合計																		
第1回目	393人	356人	749人																		
第2回目	373人	338人	711人																		
第3回目	380人	356人	736人																		
合計	1,146人	1,050人	2,196人																		
<p>添付資料</p>	<p>添付資料名</p>																				
<p>有 ・ <input type="checkbox"/> 無</p>																					

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項3

所属名 教育総務部 生涯学習課

<p>件 名 令和4年度の文化芸術関係催事について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>1 第54回上尾市美術展覧会 日時 令和4年10月25日(火)～10月30日(日) 午前10時～午後6時(最終日はいずれの会場も午後4時まで) 会場 上尾市コミュニティセンター、上尾市民ギャラリー</p> <p>2 第49回上尾市民音楽祭 (1) 合唱祭 日時 令和4年11月13日(日)午前11時～午後4時 会場 上尾市文化センター大ホール</p> <p>(2) 邦楽祭 日時 令和5年2月11日(土)正午～午後3時30分 会場 上尾市コミュニティセンターホール</p> <p>(3) 吹奏楽・器楽祭 日時 令和5年2月12日(日)正午～午後4時 会場 上尾市文化センター大ホール</p>	
添付資料	添付資料名
有 ・ <input type="checkbox"/> 無	

<p>件 名</p> <p>住民監査請求に係る監査結果について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業において、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、上尾市監査委員に提出のありました上尾市職員措置請求書について、概要及び監査結果を報告します。</p> <p>1. 上尾市監査委員への請求書の提出日及び受理日 令和4年1月27日</p> <p>2. 請求の内容</p> <p>パラリンピックイベントへ出演したオリンピック所属の事業者からの請求書に基づき支出負担行為票兼支出命令票を起票し、上尾市の公金として100,000円を支出したことは、不当な公金の支出であり、教育委員会及び支出に責任を有する決裁者に対し、支出した額の返還措置を求める。</p> <p>3. 監査対象事項</p> <p>令和3年8月19日に実施予定であった「東京2020パラリンピック聖火ビジット」に伴うパラスポーツ競技体験イベントが中止されたにもかかわらず、イベントゲスト出演料として令和3年8月27日に報償費100,000円を支出したことは、不当な公金の支出に該当するか。</p> <p>4. 監査対象部 教育委員会事務局教育総務部</p> <p>5. 監査結果</p> <p>(1) 令和3年8月19日は、「聖火ビジット」に伴うイベントとして聖火展示、パラスポーツ競技体験イベント及び懇談の三つを予定していたところ、パラスポーツ競技体験イベントが中止になったが、残る二つのイベントを実施している。</p> <p>(2) 支出は、これら二つのイベントに出演したことに対するものであり、イベントの内容が当初の予定と異なるとしてもオリンピックの時間を拘束したという事実は存在し、その対価として支出したと考えるのが相当である。</p> <p>(3) 報償費の額については、過去の実績等を勘案しており、社会通念上も高額とまではいえなく、財務手続きについても市規則等に従っており、違法又は不当は見当たらない。</p> <p>以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	住民監査請求に係る監査結果について(通知)【5ページ～12ページ】

上監査第137号
令和4年3月25日

上尾市教育委員会教育長 池野和己様

上尾市監査委員 大山 一夫
上尾市監査委員 鈴木 彬
上尾市監査委員 代田 龍 乗



住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和4年1月27日付けで提出のあった上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により監査を行った結果は、次のとおりです。

第1 請求の受理

1 請求人

〇〇〇〇〇

2 請求書の提出日

令和4年1月27日

3 請求の内容（請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載）

1 請求の要旨

上尾市教育委員会（担当：スポーツ振興課）は、2021年8月27日に債権者である〇〇〇〇〇〇〇〇からの請求書に基づき、支出負担行為票兼支出命令票を起票し、その結果、2021年9月10日付で上尾市の公金として100,000円が支出されています。

しかしながら、この支出負担行為については、以下に述べる[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたると思われる理由]により、地方自治法第242条に定めのある「不当な公金の支出」であると請求人は考えます。

したがって、当該支出負担行為をおこなった教育委員会、および支出に責任を有する決裁者に対し、不当な公金の支出額である100,000円の返還措置を求めるものです。

上尾市監査委員におかれましては、本請求の要旨および別紙事実証明書を吟味していただき、厳正な監査をお願いいたします。

[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたると思われる理由]

ア. 【支出負担行為の状況】

《請求書に関して》（事実証明書アー(1)）

*請求書発行日：2021年8月25日

*請求書の件名:〇〇〇〇パラリンピックイベント出演料(8月19日)
*請求者住所:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
*請求者氏名:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
*請求金額:100,000円(税込)

《支出負担行為兼支出命令票に関して》(事実証明書ア-②およびア-③)
*決裁欄(専決)および(認印)、支出決定(専決)および(認印)については事実証明書の
とおり。
*起票日:2021年8月27日
*事業名:東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業
*起票者:上尾市教育委員会 スポーツ振興課職員
*支出負担行為票兼支出命令票の摘要欄:聖火ビジット イベントゲスト出演料
*債権者住所・氏名:前記請求者に同じ
※支出負担行為票兼支出命令票の網掛け下部に「105 警備員等謝礼」と記載されてい
ますが、出納室は、警備員「等」の中にゲストが含まれているので、警備員に謝金
を支払うわけではないと考えられる、と説明しています。
※「令和3年度 上尾市当初予算書P.152」では、東京2020オリンピック・パラリン
ピック競技大会関連事業予算「7 報償費」として2,451,000円計上されているもの
の、その内訳はこの予算書からは不明となっています。(事実証明書ア-③)

《支払に関して》(事実証明書ア-④)
*支払(振込)日:2021年9月10日
*支払(振込)先:〇〇〇〇〇〇〇
*支払(振込)金額:100,000円

イ.【開催が予定されていた「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」の差異】
埼玉県「パラリンピック聖火ビジット」に伴い、2021年8月19日に県内集火式
の聖火を上尾市にて展示する予定であること、および同日「パラスポーツ体験イベ
ントの開催を予定していることが、令和3年上尾市教育委員会7月定例会で報告されて
います。この報告から、「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」は別の内容
であり、〇〇〇〇氏は上尾市独自の「パラスポーツ体験イベント」のゲストである
ことが判別できます(事実証明書イ-①)。

同様に、『広報あげお 2021年7月号』において、「パラスポーツ競技体験イベント」
と「東京2020パラリンピック聖火が上尾市に!」ということがそれぞれ別の内容とし
て市民に周知されています(事実証明書イ-②)。

2021年3月末に、上尾市長名で〇〇〇〇〇〇 所属の〇〇〇〇〇氏に「競技体験
イベント」のゲスト出演依頼をしています(事実証明書イ-③)。この依頼文書に添
付された「競技体験イベント」(〇〇選手用)には、「以下の場合、イベントを中止する
可能性があります」と記述され、その中に「国(政府)または埼玉県が緊急事態宣言を
発令しているとき」の文言があります。したがって、〇〇〇〇氏は緊急事態宣言が

発出された場合、「競技体験イベント」が中止になることを予見できたと考えられます(事実証明書イー(4)P1~P2)。

ウ.【埼玉県による緊急事態宣言と上尾市の対応】

コロナ感染者の全国的な拡大を受け、埼玉県が昨年緊急事態宣言を発出した時期は、当初2021年8月2日~8月31日、その後9月12日まで延長、さらに9月30日まで再延長しました(事実証明書ウー(1))。上尾市でも、緊急事態宣言を受け、「不要不急の外出、県境を越える移動などリスクの高い行動を徹底的に避けましょう」と市民に注意喚起を促しています(事実証明書ウー(2))。

エ.【パラリンピック競技体験イベントの中止】

新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、上尾市独自イベントである「パラリンピック競技体験イベント」については、2021年7月30日付けで中止の決定がされました。(事実証明書エー(1)P1~P2)。

このことに関して、教育委員会8月定例会においても、「パラスポーツ競技体験イベント」が中止となった旨報告がされています(事実証明書エー(2))。

オ.【〇〇〇〇氏の上尾市訪問は市長などとの「懇談」が目的】

「パラリンピック競技体験イベント」が中止された2021年8月19日に、〇〇〇〇〇氏は上尾市役所を訪問し、市長・教育長・市議会議員・副議長・上尾市スポーツ協会役員(計7名)と懇談しています。このことは上尾市のホームページ(2021年8月25日更新)で「トピックス」として伝えられています。すなわち、〇〇〇〇〇氏の同日の上尾市役所訪問は、あくまでも市長や教育長などとの懇談が目的であり、「パラリンピック競技体験イベントへの参加のため」であるとは、上尾市ホームページの記事でも全く触れていません(事実証明書オー(1)P1~P2)。

また、〇〇〇〇〇氏の当日の動きは(事実証明書オー(2))のようになっています。これによれば、〇〇〇〇〇氏が上尾市役所に滞在したのは、当日の12:30~14:30であり、ほとんどの時間は市長や教育長との対談に充てられています。

情報公開請求にかかわる通知書の手交の際に伺ったスポーツ振興課職員の話では、懇談の合間に〇〇〇〇〇氏は20分ほど市役所内に展示された「聖火」のところに足を運んでいるとのことでした。

「〇〇選手スケジュール」では、「13:30~14:10頃展示イベント参加」との記述がありますが、実際には、当日は強風であったために、市役所ピロティではなく、東側自動ドアの陰に「聖火」を移動したとのことで、その場に〇〇〇〇〇氏が滞在していた時間は13:30~13:50の約20分間であったということです(事実証明書オー(3))。

しかしながら、当日の〇〇〇〇〇氏の動きを見れば、あくまでも市長らとの懇談が目的であり、当初の「競技体験イベント」の代替とは言えないことは明らかです。

カ.【出納室による検査について】

〇〇〇〇〇〇〇からの請求金額100,000円について実際に支出事務をおこなった

のは出納室です。請求人は出納室に対して「起票された金額がすでに債権者に支払われてしまったが、実際には摘要欄に書かれている内容が事実と異なることが後日判明した場合の会計処理の対応方法が判別できる文書・資料等」の情報開示を求めたところ、文書不存在により、非公開決定の処分を受けました（事実証明書カー(1)）。

このことについての説明の中で、出納室は「支出負担行為票兼支出命令票」の摘要の内容が事実と即しているか否か（つまり、〇〇〇〇氏がイベントに出演していたかどうか）を判断する役割を担う立場にはないことが、請求人による情報公開請求の結果明らかになっています。

上述の〔対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたると思われる理由〕、および本監査請求に関連して、以下、参考資料を提示いたします。

【参考資料Ⅰ】

○「上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会 調査報告書」の内、第6再発防止策の提言(対策)、「9 市民による監視の強化」の記述

※「市政に対する牽制機能の向上をもたらすことが、再発防止に不可欠である。」との観点から、「市民による監視の強化」が必要であると指摘されています。

* (市民は) 市政により関心を高めること。

* 地方自治法にある監査の請求

* 市議会の傍聴

※このことは、西貝塚環境センターの入札の件にとどまらず、市政・教育行政一般にも当てはまる提言であると考えられます。

【参考資料Ⅱ－P1～P2】

○上尾市出納室「財務会計事務の手引き 第四版」(令和3年10月)

■P.19(7 報償費の説明)により、報償費の報奨金とは、「講演会、講習会の講師・協力者への謝礼金」であることが判別できます。すなわち、講演会や講習会が実施されなければ、謝礼金も発生しないこととなります。

■P.34(合議の要・不要)により、報償費については、1件100万円以上でなければ、財政主管部長との合議は不要であることが判別できます。

4 事実証明書（請求人から提出された「別紙 事実証明書」に沿って文書名を記載）

アー(1) 請求書《請求者：〇〇〇〇〇〇〇》

アー(2) 支出負担行為票兼支出命令票

アー(3) 令和3年度当初予算書P.152

アー(4) 公金振込明細表

イー(1) 令和3年上尾市教育委員会7月定例会 報告事項3

イー(2) 『広報あげお2021年7月号』より該当記事の抜粋

イー(3) 上教ス第341号文書

「聖火ビジットに伴う協議体験イベントのご出演について（依頼）」

イー(4) P1・P2 協議体験イベント資料

- ウー(1) 埼玉県 HP より「埼玉県における緊急事態宣言の推移」
- ウー(2) 上尾市 HP より「緊急事態宣言発令中」(市民への喚起)
- エー(1) P1・P2
「東京 2020 パラリンピック聖火ビジット」についての決裁文書
- エー(2) 令和 3 年上尾市教育委員会 8 月定例会 報告事項 3
- オー(1) P1・P2 上尾市ホームページ記事(2021 年 8 月 25 日更新)
- オー(2) ○○選手スケジュール
- オー(3) 上教ス第 274 号文書「行政文書公開決定通知書」
- カー(1) 上出第 48 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- キー(1) 上教ス第 274 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- キー(2) 上教ス第 274 号文書「行政文書非公開決定通知書」

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 1 月 27 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、令和 3 年 8 月 19 日に実施予定だった「東京 2020 パラリンピック聖火ビジット」(以下「聖火ビジット」という。)に伴うパラスポーツ競技体験イベントが中止されたにもかかわらず、イベントゲスト出演料として報償費を支出したことは不当な公金の支出であるとして、教育委員会及び支出に責任を有する決裁者に対し、当該不当な公金の支出について返還するよう措置請求があったものである。

したがって、令和 3 年 8 月 27 日にスポーツ振興課が起票した支出負担行為票兼支出命令票(以下「兼命令票」という。)に基づく報償費 100,000 円の支出が、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、キー(1)、(2)の提出があった。

3 監査対象部

教育総務部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

- (1) 令和 3 年 8 月 19 日の聖火ビジット

市は、埼玉県主催のイベントである聖火ビジットに参加し、令和3年8月19日に市役所本庁舎及び上尾駅において聖火を展示するとともに、上尾市出身で東京2020オリンピック競技大会日本代表である〇〇選手を市役所へ招き、懇談をした。

聖火ビジットについては、実施計画を埼玉県へ提出している。同年2月末に提出した当初の実施計画では、聖火の展示場所は、市役所本庁舎、上尾市民体育館及び上尾駅となっていたが、7月末に再度県へ提出した実施計画では、展示場所が市役所本庁舎及び上尾駅と変更され、展示時間も短縮されていた。また、〇〇選手が市役所へ訪問することが記載されていた。

関係職員の事情聴取によると、聖火ビジットに伴うイベントとして「聖火展示」、「パラスポーツ競技体験イベント」及び「懇談」の三つを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの者が集まるパラスポーツ競技体験イベントを中止し、感染症対策を講じながら聖火展示及び懇談を実施したとのことだった。

聖火ビジットに伴う三つのイベントの実施状況は、次のとおりであった。

ア 聖火展示

市役所本庁舎及び上尾駅において聖火を展示した。市役所の展示会場においては、午後1時半から20分間、市民や新聞社への対応を〇〇選手にお願いした。

イ パラスポーツ競技体験イベント

パラスポーツ競技体験イベントは、聖火ビジットに伴い実施する予定だったイベントの一つであり、〇〇選手を招き市民体育館で行われる予定であった。

当初の計画では、午前から午後にかけて行うイベントであったが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、計画を変更して午後のみの実施としたものの、その後7月30日に中止することが決定された。

ウ 懇談

8月19日に〇〇選手が市役所を訪問し、市長外6名と懇談したことが、市ホームページ及び広報あげおに掲載されている。関係職員の事情聴取によると、懇談はパラスポーツ競技体験イベントの代替ではなく、当初から聖火ビジットに伴うイベントの一つ「ゲスト対応」として予定されていたものであり、パラスポーツ競技体験イベントの開会式前の空き時間を利用して市民体育館で行われる予定だったとのことであった。

(2) 報償費の額

関係職員の事情聴取によると、国内アスリートに対して主催イベント等への参加又は講演等を依頼した場合の一般的な相場は、約1時間から1時間半の拘束時間で、交通費等諸経費別で、200,000円から1,000,000円とのことである。

今回については、〇〇選手が上尾市出身であることや〇〇選手の市における過去のイベントの出演実績等を考慮し、拘束時間の長短に関係なく100,000円をお願いし、相手方と合意に至ったとのことである。

なお、パラスポーツ競技体験イベントの中止により、〇〇選手の最終的な拘束時間は約2時間であった。

(3) 財務手続き

ア 予算

令和3年度予算書において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の報償費が予算計上されている。

イ 契約

市と〇〇選手の所属する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の間でイベント出演等に関する契約書は交わされていなかったが、上尾市契約規則（昭和39年11月9日上尾市規則第19号）では、市の契約に関する事務について定める中で、契約書の作成を省略できる要件を規定しており、今回の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との契約は当該省略要件に該当している。

ウ 兼命令票

兼命令票は、令和3年8月25日に発行された〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの請求書に基づき同年8月27日に起票され、同年9月10日に「聖火ビジット イベントゲスト出演料」として100,000円が支出されている。関係職員の事情聴取によると、この兼命令票に記載されたイベントとは、聖火ビジットに伴うイベントのことであり、聖火展示と懇談を示すとのことであった。

なお、兼命令票の決裁については、上尾市事務専決規程等に従って行われていた。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、令和3年8月19日のパラスポーツ競技体験イベントが中止になったにも関わらず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に100,000円を支出したことは、不当な公金の支出であると主張している。

令和3年8月19日は、前述した「1 事実関係の確認」(1)のとおり、「聖火ビジット」に伴うイベントとして聖火展示、パラスポーツ競技体験イベント及び懇談の三つを予定していたところ、パラスポーツ競技体験イベントが中止になったため、残る二つのイベントを実施している。

そして、「1 事実関係の確認」(3)ウのとおり、100,000円の支出は、これら二つのイベントに〇〇選手が出演したことに対するものである。〇〇選手が市役所を訪問したことは、市広報等で明らかにされており、たとえイベント内容が当初の予定と異なるとしても、〇〇選手の時間を拘束したという事実は存在することから、その対価として支出したと考えるのが相当である。

また、報償費の額については、「1 事実関係の確認」(2)のとおり、過去の実績等を勘案しており、社会通念上も高額とまではいえないと考える。

加えて、「1 事実関係の確認」(3)のとおり、予算計上から支出までの財務手続きについても、市規則等に従っており、違法又は不当な点は見当たらなかった。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却

する。

4 意見

本件監査の結論としては上記のとおりであるが、監査を実施する過程において、スポーツ振興課と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との間で合意した内容のその後の変更について担当課の記録が乏しかった。

コロナ禍において通常の対応と異にせざるを得なかったという事情があったにせよ、行政の説明責任を果たすため、必要な記録を作成し保存する必要がある。

については、今後、適切な記録の管理が行われることを望むものである。

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項5

所属名 **教育総務部 図書館**

<p>件 名</p> <p>令和3年度上尾市図書館事業実績の概要について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>令和3年度における上尾市図書館事業実績の概要について、別紙のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和3年度 上尾市図書館事業実績の概要【別冊】

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項6

所属名 学校教育部 指導課

<p>件 名</p> <p>令和4年度研究委嘱について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>令和4年度研究委嘱について、別紙のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和4年度上尾市教育委員会委嘱研究校一覧【15ページ】 上尾市教育委員会委嘱研究校一覧【16ページ】

令和4年度上尾市教育委員会委嘱研究校一覧

令和4年4月1日現在

NO	発表日	曜	学校名	委嘱機関	研究領域等	研究主題等
1	10月28日	金	平方小	市教委	学習指導	自己肯定感を高め 笑顔あふれる 児童の育成 ～ほめる教育を基盤とした学習指導法の工夫改善～
2			原市小	市教委	学習指導 (国語科)	自ら学び、考え、生き生きと自分自身を表現できる児童の育成 ～言葉で表現できる力を高める授業・活動をとおして～
3	10月31日	月	大石北小	市教委	学習指導	自分の考えを書いて表現できる児童の育成 ～論理的思考力の向上を目指して～
4			上尾中	市教委	学習指導	「探究的な見方・考え方」を働かせ、目的や根拠を明らかにしながら 課題解決ができる生徒の育成 ～総合的な学習の時間を要として、「教科等横断的な視点」で「持続 可能な開発目標 (SDGs)」の実現を目指す授業デザインの構築～
5	11月8日	火	原市中	市教委	進路指導 キャリア教育	自ら学び考え、夢をもって生きる生徒の育成 ～持続可能な社会の実現に向け、自己のキャリア発達を促す教育～
6	11月24日	木	平方北小	市教委	学習指導 (国語科・算 数科)	確かな学力を身に付け、わかる楽しさを味わう児童の育成 ～基礎的な知識・技能の定着を図る学習指導を通して～
7			西中	市教委	学習指導	「主体的・対話的で深い学び」に基づく授業改善 ～ICTの活用による学級経営の改善から～
8	11月29日	火	上平小	市教委	学習指導 (外 国語科)・外 国語活動・英 語活動)	生き生きと活動する子供たちを目指して ～英語に親しみをもち、主体的にコミュニケーションを図ろうとする 児童の育成～
9			大石南中	市教委	学力向上	主体的に学ぶ力を育てる教育課程の工夫 ～生徒一人一人の学習目標を意識した指導と評価の一体化～
10	1月25日	水	今泉小	市教委	学習指導 (国語科)	自ら考え、生き生きと活動する児童の育成 ～表現力を高める国語科指導の追求～
11			西小	市教委	学習指導	論理的思考力を育む指導方法の工夫 ～ICT機器の活用を通して～

上尾市教育委員会委嘱研究校一覧

NO	学校名	研究領域等	研究主題等	委嘱年度	委嘱機関
1	上尾小	学習指導(国語科・道徳科)	他者とよりよくつながるための説明する力の育成 ～言葉による見方・考え方が働く言語活動を工夫した国語科の授業～ ～自己を見つめ、表現し、互いに深め合う児童を育成する道徳科の授業～	R4・R5	市教委
2	中央小	学習指導	自分の思いや考えをもち、主体的に学び合う子供の育成 ～一人一台端末を活用した指導方法の工夫を通して～	R4・R5	市教委
3	大谷小	学習指導 (算数科)	「笑顔があふれ 生き生きと学ぶ 児童の育成」 ～ICTを効果的に活用し 主体的に学習に取り組む 算数科の学習指導方法の工夫改善～	R4・R5	市教委
4	平方小	学習指導	自己肯定感を高め 笑顔あふれる 児童の育成 ～ほめる教育を基盤とした学習指導法の工夫改善～	R3,R4	市教委
5	原市小	学習指導 (国語科)	自ら学び、考え、生き生きと自分自身を表現できる児童の育成 ～言葉で表現できる力を高める授業・活動をとおして～	R3,R4	市教委
6	上平小	学習指導(外国語 科)・外国語活動・英 語活動)	生き生きと活動する子供たちを目指して ～英語に親しみをもち、主体的にコミュニケーションを図ろうとする児童の育成～	R3,R4	市教委
7	富士見小	学習指導	取り入れ、見直し、改善する児童の育成 ～ICT環境の活用を中心として～	R4・R5	市教委
8	大石南小	学習指導 (国語科)	主体的に学び、自らの考えや思いを適切に表現することができる児童の育成 ～指導事項を明確にした「わかる」国語科授業を目指して～	R4・R5	市教委
9	鴨川小	総合的な学習の時間	新しい社会を生き抜く児童の育成 ～プログラミング的思考を軸とした授業展開で、社会で生きる情報活用能力を育てる～	R4・R5	市教委
10	瓦葺小	学習指導	自ら学び、自らを表現する児童の育成 ～スキーマを活かした対話と必然性のある学びを通して～	R4・R5	市教委
11	今泉小	学習指導 (国語科)	自ら考え、生き生きと活動する児童の育成 ～表現力を高める国語科指導の追求～	R3,R4	市教委
12	西小	学習指導	論理的思考力を育む指導方法の工夫 ～ICT機器の活用を通して～	R3,R4	市教委
13	東町小	学習指導 (体育科)	体育科における見方・考え方を働かせ、児童が三つの資質・能力を身に付けることができる授業提案 ～「わかる」「できる」「活用する」「関わる」「楽しい」体育授業を通して～	R4・R5	市教委 県教委
14	平方北小	学習指導 (国語科・算数科)	確かな学力を身に付け、わかる楽しさを味わう児童の育成 ～基礎的な知識・技能の定着を図る学習指導を通して～	R3,R4	市教委
15	大石北小	学習指導	自分の考えを書いて表現できる児童の育成 ～論理的思考力の向上を目指して～	R3,R4	市教委
16	上尾中	学習指導	「探究的な見方・考え方を働かせ、目的や根拠を明らかにしながら課題解決ができる生徒の育成 ～総合的な学習の時間を要として、「教科等横断的な視点」で「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現を目指 す授業デザインの構築～	R3,R4	市教委
17	太平中	特別支援教育	特別支援教育の手法を生かした指導の工夫・改善	R4・R5	市教委
18	原市中	進路指導 キャリア教育	自ら学び考え、夢をもって生きる生徒の育成 ～持続可能な社会の実現に向け、自己のキャリア発達を促す教育～	R3,R4	市教委
19	西中	学習指導	「主体的・対話的で深い学び」に基づく授業改善 ～ICTの活用による学級経営の改善から～	R3,R4	市教委
20	大石南中	学力向上	主体的に学ぶ力を育てる教育課程の工夫 ～生徒一人一人の学習目標を意識した指導と評価の一体化～	R3,R4	市教委
21	瓦葺中	学習指導	ICT機器を活用した授業展開の工夫 ～「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたよりよい学習活動～	R4・R5	市教委
22	南中	特別支援教育	生徒の多様性に応じた最適な指導 ～ユニバーサルデザインの有効活用～	R4・R5	市教委

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項7

所属名 学校教育部 指導課

<p>件 名</p> <p>令和4年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>令和4年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について、別紙のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和4年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程一覧【18ページ】

令和4年度上尾市立小・中学校 運動会及び体育祭日程一覧

	実施日	学校名	入場開始時刻	予備日1	予備日2	振替日
13	5月21日(土)	原市南小	8:35	5月24日(火)	5月26日(木)	5月23日(月)
17		今泉小	未定	5月25日(水)	5月26日(木)	5月23日(月)
19		東町小	9:00	5月25日(水)	5月26日(木)	5月23日(月)
15	5月28日(土)	芝川小	8:50	5月31日(火)	6月1日(水)	5月30日(月)
21		大石北小	8:45	5月31日(火)	6月1日(水)	5月30日(月)
1	6月4日(土)	上尾小	9:00※	6月7日(火)	6月8日(水)	6月6日(月)
2		中央小	8:40	6月7日(火)		6月6日(月)
23	9月17日(土)	上尾中	8:25	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
24		太平中	未定	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
25		大石中	8:30	9月21日(水)	9月22日(木)	9月12日(月)
26		原市中	8:45	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
27		上平中	8:30	9月21日(水)		9月12日(月)
28		西中	8:35	9月21日(水)	9月22日(木)	9月12日(月)
29		東中	8:35	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
30		大石南中	8:50	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
31		瓦葺中	未定	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
32		南中	8:40	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
33		大谷中	未定	9月20日(火)	9月21日(水)	9月12日(月)
9	9月18日(日)	尾山台小	8:30	9月21日(水)	9月22日(木)	9月20日(火)
10	9月24日(土)	東小	8:15	9月27日(火)	9月28日(水)	9月26日(月)
11		大石南小	8:40	9月27日(火)	9月28日(水)	9月26日(月)
20		平方北小	9:00	9月27日(火)	9月28日(水)	9月26日(月)
3	10月1日(土)	大谷小	8:15	10月4日(火)	10月5日(水)	10月3日(月)
4		平方小	8:30	10月4日(火)		10月3日(月)
5		大石小	9:00	10月4日(火)		10月3日(月)
6		原市小	8:45	10月4日(火)		9月26日(月)
7		上平小	8:20	10月4日(火)		10月3日(月)
12		平方東小	8:50	10月3日(月)	10月4日(火)	9月26日(月)
14		鴨川小	9:00	10月4日(火)	10月5日(水)	10月3日(月)
16		瓦葺小	8:50	10月3日(月)	10月4日(火)	9月26日(月)
18		西小	8:45	10月4日(火)		10月3日(月)
22	上平北小	未定	10月4日(火)	10月5日(水)	10月3日(月)	
34	10月8日(土)	向原分校	9:30	10月12日(水)	10月13日(木)	10月11日(火)
8	10月15日(土)	富士見小	8:45	10月18日(火)	10月20日(木)	10月17日(月)

件 名

上尾市学校運営協議会委員の任命について

内 容 説 明

下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、次のとおり教育長が臨時に代理して処理いたしましたので報告します。

記

1 臨時代理事項

上尾市学校運営協議会委員について、上尾市学校運営協議会規則（平成30年上尾市教育委員会規則第5号）第7条第1項の規定により、下表記載の者を任命する。

2 内容

任命 [任期：令和5年3月31日まで]

1 上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
4号委員	ほし 星 晴美 <small>ほし はるみ</small>	上尾市畔吉在勤	畔吉保育所所長	新任

2 上尾市立大石中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	みねがし 英則 <small>みねがし ひでのり</small>	上尾市小泉在住	P T A 副会長	新任
4号委員	うぶかた 剛 <small>うぶかた つよし</small>	上尾市小泉在住	東京医療学院大学 助教授	2年

【選出区分】

- 1号委員：対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2号委員：対象学校の所在する地域の住民
- 3号委員：対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4号委員：学識経験者
- 5号委員：その他教育委員会が適当と認める者

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

令和4年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項9

所属名 学校教育部 指導課

件 名 令和4年3月 いじめに関する状況について	
内 容 説 明 令和4年3月 いじめに関する状況について、別紙のとおり報告します。	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和4年3月 いじめに関する状況【21ページ～22ページ】

令和4年3月 いじめに関する状況

令和4年3月
 ・3月認知 48件
 ・解消に向けて取組中 175件
 (※3月認知分は含まず)
 ・3月解消 129件

【小学校】

令和4年3月31日現在

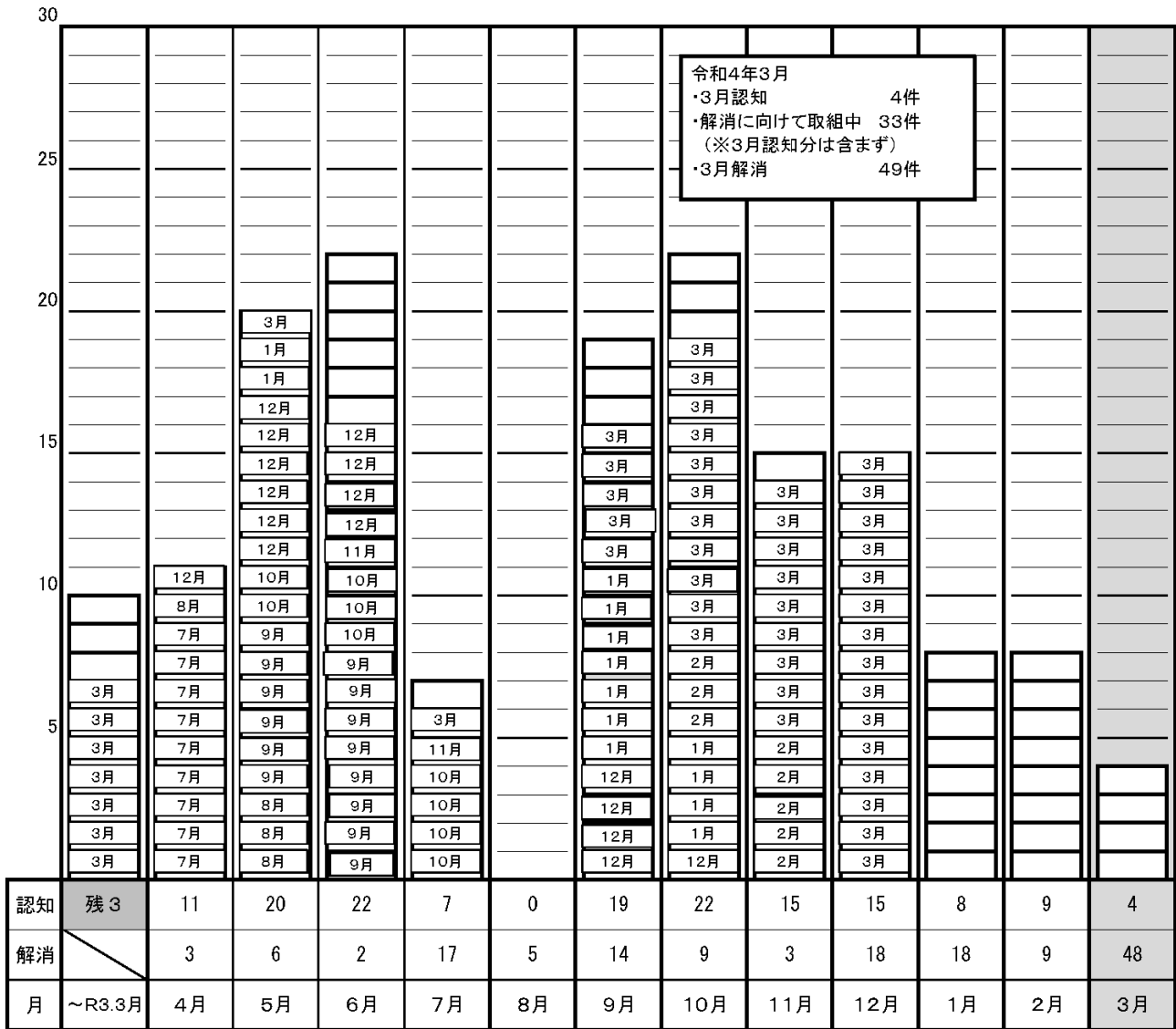
40	12月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月				
	12月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月				
	12月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月				
	12月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月				
	11月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月	3月			
	11月	9月	9月	11月	10月	1月	1月	2月	2月	3月	3月			
	11月	9月	9月	10月	10月	1月	1月	2月	2月	3月	3月			
	11月	9月	9月	10月	10月	1月	1月	2月	2月	3月	3月			
	11月	9月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月			
	11月	9月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月			
	10月	9月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月			
	10月	9月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月			
	10月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	10月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	10月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	9月	8月	9月	9月	10月	3月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	8月	8月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	8月	8月	9月	9月	10月	1月	1月	1月	2月	3月	3月	3月		
	8月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	3月	2月	3月	3月	3月	
	8月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	3月	2月	3月	3月	3月	
	8月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	3月	2月	3月	3月	3月	
	8月	8月	9月	9月	10月	12月	1月	1月	3月	2月	3月	3月	3月	
	7月	8月	3月	9月	9月	3月	10月	12月	12月	12月	12月	3月	1月	3月
	7月	8月	3月	9月	9月	3月	10月	12月	12月	12月	3月	1月	3月	3月
	7月	8月	3月	9月	9月	1月	10月	11月	1月	12月	3月	1月	3月	3月
	7月	8月	12月	9月	9月	1月	10月	11月	1月	12月	3月	1月	3月	3月
	7月	8月	12月	9月	9月	12月	10月	10月	12月	12月	3月	1月	3月	3月
	7月	12月	8月	12月	9月	9月	12月	10月	10月	12月	12月	3月	1月	3月
	7月	11月	8月	11月	9月	9月	12月	10月	10月	12月	12月	3月	1月	3月
	7月	3月	8月	11月	9月	9月	12月	10月	10月	12月	12月	3月	1月	3月
	7月	3月	8月	10月	9月	9月	11月	10月	10月	11月	12月	3月	1月	3月
	3月	7月	3月	8月	9月	9月	11月	10月	10月	11月	12月	3月	1月	3月
	3月	7月	3月	8月	9月	9月	11月	10月	10月	11月	12月	3月	1月	3月
	3月	7月	3月	8月	9月	9月	11月	10月	10月	11月	12月	3月	1月	3月
	3月	7月	3月	8月	9月	9月	11月	10月	10月	11月	12月	3月	1月	3月
認知	残 8	49	55	106	67	11	52	108	77	88	46	63	48	
解消		11	36	63	33	29	96	57	35	66	86	56	141	
月	~R3.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ 認知
 解消
 R2年度認知分における2月分までの解消分は削除済み。
 R2年度3月までのものは、左側にまとめた。

令和4年3月 いじめに関する状況

【中学校】

令和4年3月31日現在



※ 認知
 解消

R2年度認知分における2月分までの解消分は削除済み。
R2年度3月までのものは、左側にまとめた。

件 名

産業医の委嘱について

内 容 説 明

大石小学校・東小学校・上尾中学校・大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ50人以上となり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により産業医を選任する必要が生じたため、上尾市立学校職員衛生管理規程第6条第1項～3項の規定に基づき、委嘱いたしましたので報告いたします。

記

1 被委嘱者

氏 名	住 所 等	勤務校	備考
<small>みやうち くにひろ</small> 宮内 邦浩	あげお在宅医療クリニック	大石小学校	再任
<small>ふかの いちろう</small> 深野 一郎	深野医院	東小学校	再任
<small>いまむら けいいちろう</small> 今村 恵一郎	今村整形外科・外科	上尾中学校	再任
<small>むらた ひろこ</small> 村田 宏子	村田内科胃腸科医院	大石中学校	再任

2 任 期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

【 白紙 】